

# 公益社団法人宮崎県老人保健施設協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮崎県老人保健施設協会(以下本協会という。)と称する。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本協会は、宮崎県内の介護老人保健施設の協力により、高齢者等が自立して生活できるよう、地域社会の健全な発展を図るとともに、保健医療サービス及び福祉サービスの質の向上確保に係る調査研究等を行い、もって高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する調査研究。
- (2) 高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する研修及び研究発表会等の実施。
- (3) 高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に関する普及啓発事業の実施。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡協議。
- (5) 災害時の高齢者に対する地域支援及び地域復興支援の実施。
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

2 前項に規定する事業については、宮崎県内において行う。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」いう。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した、介護保険法に規定する宮崎県内の介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)の開設者又は管理者とする。ただし、特段の事情がある場合は、介護老人保健施設を運営する団体又は開設者が指定する者とする事ができる。
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人とする。
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会(第12条2項に規定する社員総会をいう。以下同じ。)において推薦された者とする。

### (会員の資格の取得)

**第6条** 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

**(経費の負担)**

**第7条** 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になったとき及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、賛助会員は、賛助会員になったとき及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
- 3 会長(第24条第3項に定める会長をいう。以下同じ。)は、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、会員から理事会の承認を経て臨時に費用を徴収することができる。なお、この場合、会長は臨時の費用徴収についての経緯を直近の総会に報告する。

**(任意退会)**

**第8条** 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

**(除名)**

**第9条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、第19条第2項の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会長は、前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、第1項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

**(会員の資格喪失)**

**第10条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第5条に定める会員資格を欠いたとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が属する法人が解散したとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 全ての正会員が同意したとき。
- 2 正会員が前項第2号から第4号に該当する場合、別に定める手続きによって代表者を変更したときは、会員資格を喪失しない。

**(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)**

**第11条** 会員が第10条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時まで未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格喪失した場合でも、これを返還しない。

## 第4章 総会

### (構成)

- 第12条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

### (権限)

- 第13条** 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- (1) 事業計画及び予算の同意
  - (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (3) 会員の除名
  - (4) 理事及び監事の選任及び解任
  - (5) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
  - (6) 会員資格の得失及び会費に関する規程
  - (7) 定款の変更
  - (8) 解散及び残余財産の処分

### (開催)

- 第14条** 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎事業年度6月に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めた場合
  - (2) 正会員の総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の規定による請求をした正会員が、次条第2項で規定する招集手続きが遅滞なく行われない場合又は総会の通知が発せられない場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

### (招集)

- 第15条** 総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において指定した理事が招集する。
- 2 会長は、前条第2項(第3号を除く。)の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、総会開催日の2週間前までに、理事会で決議された次の事項を記載した書面を正会員に通知しなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 総会の目的である審議事項
  - (3) 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨とするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権の行使期限。
- 4 前項第3号に規定する議決権を行使することができるとするときは、前項通知に一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する社員総会参考書類及び議決権行使書面を添付しなければならない。
- 5 会長は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

### (議長)

- 第16条** 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(定足数)

第18条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第19条 総会の決議は、正会員の総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、議長は会員として最初の表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の総数の半数以上が出席し、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第9条に定める会員の除名
- (2) 第29条に定める理事及び監事の解任
- (3) 第52条に定める借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け
- (4) 第54条に定める定款の変更
- (5) 第55条に定める他の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 第56条及び第58条に定める解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第21条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回らない役員選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを現に出席している正会員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(書面による議決権の行使等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第19条に規定する総会に出席したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第21条 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使する場合は、総会日の直前の本協会業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を書面又は電磁的方法で本協会に提出しなければならない。

2 前項の電磁的方法により議決権を行使しようとする正会員は、あらかじめ本協会の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員)

第24条 本協会に次の役員を置く。

理事 8人以上10人以内

監事 2人以内

- 2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。
- 3 一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事は、会長とする。
- 4 一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事は、代表理事以外の理事のうち4名以内とする。

### (役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、会長を選定及び解職する。ただし、役員の変更時においては、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を会長として選定する方法によることができる。
- 3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、本協会の理事及びその親族その他特殊の関係がある者並びに本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事及び監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 協会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要のあるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の理事会招集の請求日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (8) 理事が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他の法令上の権限を行使すること。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第28条** 理事の任期は、選任後2年以内に完了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に完了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第29条** 理事及び監事は、総会の決議に基づき解任することができる。

#### (報酬等)

- 第30条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常時勤務する役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。

#### (理事の競業及び利益相反取引の制限)

- 第31条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引。
  - (3) 本協会がその理事に債務を保証すること。その他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (役員損害賠償責任の免除)

- 第32条** 本協会は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議により免除することができる。

#### (外部役員等の責任限定契約)

- 第33条** 本協会は、一般社団・財団法人法第113条第2号ロに規定する外部理事及び一般社団・財団法人法第115条第1項に規定する外部監事との間に、一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第34条** 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (権 限)

**第35条** 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）
  - (6) 第7条第3項に定める、緊急やむを得ない場合の臨時費用の徴収の承認
  - (7) 第32条に基づく役員損害賠償責任の免除
  - (8) その他法令で定められた事項

#### (種類及び開催)

**第36条** 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
  - (3) 第27条第1項第6号の規定により監事が招集するとき。
- 4 総会において選任された理事は直ちに、会長、副会長の選定並びに次条第1項ただし書に規定する理事を指定するための理事会を開催しなければならない。

#### (招 集)

**第37条** 理事会は、前条第3項第2号の規定により理事又は同条第3項第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において指定された理事が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第27条第1項第5号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、開催の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議 長)

**第38条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において指定された理事が当たる。

#### (定足数)

**第39条** 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

- 第40条** 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、議長は、理事として最初の表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、前項及び次条の決議に加わることができない。

(決議の省略)

- 第41条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録より同意の意思表示をしたとき（監事が提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第42条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、協議内容及び決議の議事録を作成し、保存する。
- 2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事は、署名又は記名押印のうえ保存する。

## 第7章 名誉会長、顧問等

(名誉会長)

- 第43条** 本協会に、名誉会長を3名以内置くことができる。
- 2 名誉会長は、多年会長の職にあつて、本協会に顕著な功労ある者を総会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じ総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。

(顧問及び参与)

- 第44条** 本協会に、顧問を3名以内、参与を3名以内置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、本協会に功労ある者及び学識経験者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。

## 第8章 委員会

(委員会)

- 第45条** 本協会の事業を推進するために必要であるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者の中から、理事会が選任して会長が委嘱することができる。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めて、会長から委託された事項を処理する。

## 第9章 事務局



#### (事務局)

- 第46条** 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長、事務局参与及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長、事務局参与の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
  - 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。

#### (備え付け帳簿及び書類)

- 第47条** 主たる事務所には、法令の定めるところにより常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び正会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - (8) その他必要な帳簿及び書類

### 第10章 資産及び会計

#### (事業年度)

- 第48条** 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第49条** 本協会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - 3 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

- 第50条** 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、定款、会員名簿及び次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告(会計監査報告を含む。)
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 本協会は、第1項の定時総会の終結後、直ちに貸借対照表及び正味財産増減計算書を公告するものとする。

**(公益目的取得財産残額の算定)**

**第51条** 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

**(借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)**

**第52条** 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議及び第19条第2項の決議を得なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も、前項と同様とする。

**(会計原則)**

**第53条** 本協会の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散等

**(定款の変更)**

**第54条** この定款は、第19条第2項の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

**(合併等)**

**第55条** 本協会は、第19条第2項の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときには、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

**(解 散)**

**第56条** 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由により解散する。

2 前項によるほか、本協会は、第19条第2項の決議により解散する。

**(公益法人の取消し等に伴う贈与)**

**第57条** 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法という）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、第19条第2項の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 本協会の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、宮崎日日新聞に掲載する方法により行う。

## 第13章 細 則

(細 則)

第60条 この定款の施行についての細則は、総会の決議を経て別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は大野和男、業務執行理事は迫田耕一郎、瀧井修、丹光明、野崎藤子とする。
- 3 本協会の最初の監事は、見島昭二、高橋紳一とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

これは、当法人の定款である。

平成25年4月1日

宮崎市大字小松1158番地

公益社団法人 宮崎県老人保健施設協会

代表理事 大野和男